

十九世紀前半におけるアメリカ合衆国の

経済発展と関税問題

津 田 隆

一 南北戦争の意義と関税問題

第二次大戦後アメリカ革命の性格について、保守的、反動的な解釈が行われている。しかしながら、アメリカ革命が独立戦争であると同時に社会革命であったことは否定し得ない。アメリカ革命にあっては、反イギリス的なものと国内に基礎をおく暴政に反対するものとのがいつもからみあっており、ややもすれば前者の性格のみが前景に強くおし出されて、後者の姿が見失われがちとなる。アメリカ植民地には封建制度は確立されなかったが、若干の封建的遺制 *some feudal hangover* は海を越えて侵入してきた。免役租 *quit rent*、限嗣相続制 *entail*、長子相続制 *primogeniture* のような封建的慣行や諸法律がなくなったことは、アメリカ資本主義の発展にフレクシビリティを与えることに役立ったのである。

アメリカ合衆国は憲法の制定によって、一応近代国家としての態勢を整えたのであるが、市民社会の物質的基礎をなす資本主義が確立するためには—資本による生産および再生産過程の掌握を意味する—南北戦争という第二の社会革命を必要としたのである。南部の奴隷労働という前期的基礎に立つプランテーション制度 *plantation system* は、

アメリカ社会の近代化に阻止的役割を果たしてきたのであるが、それが破砕されてはじめてアメリカ資本主義が確立されたのである。

※ 資本によって生産および再生産過程が把握されるためには、前資本主義的生産および流通諸条件が改廃せられ、資本主義的生産および流通諸条件が整備確立されることを必要とする。

こうしたアメリカ南北戦争の第二次市民革命の本質を理解することなく、南北戦争をもつて一個の関税戦争、いかにえれば、保護主義と自由貿易主義のあいだの戦争とする見解が存在する。このような見解は、事実の上からも、また理論上からも支持されがたい。アメリカでは、一八四六年から一八六一年まで、ウォーカー関税法 the Walker Tariff Act にはじまる自由貿易制度が支配的に行われていたのである。一八六一年に南北戦争が勃発したのち、モリル関税法 the Morrill Tariff Bill が議会を通過した。だから、モリル関税法が議会を通過したから南部諸州の連邦脱退 secession が行われたのでなく、むしろ連邦脱退が行われたからモリル関税法が議会を通過したのである。一八三二年に、サウス・カロライナが連邦脱退の挙にでようとしたときには、一八二八年の高率保護関税法が口実としてやくだちとしたが、ジャクソンの声明からもわかるとおり、あくまでたんに口実としてであった。しかしながら、南北戦争の際には、むかしの口実はくりかえされなかった。モンドゴメリーにおける脱退派議会「分離した州は一八六一年二月からアラバマ州のモントゴメリーに南部連合の首都をおく」では、関税問題にふれることはすべてさげられた。というのは、もっとも有力な南部諸州のうちの一つであるルイジアナ州の砂糖栽培はまったく保護主義に依存していたからである。

つぎに、奴隷制をもつて南北戦争の主要原因の一つであったということは否定してはいないが、それをもつて「唯一の原因」 the "single cause" となすことに反対し、南北戦争をもつて本質的には経済的地域主義の斗争 a conflict of economic sections であるという見解がある。経済的地域主義を不当に強調することは、北部の産業資本主義の発展にたえず阻止的役割を果たしてきた南部のプランテーション制度の本質を看過することになる。アメリカ産業資本主義の確立一統一的国内市場の形成への前途に磐石のように横わり、その行手を阻んできたものは、奴隷制そのものに他ならなかったのである。関税問題をはじめ、銀行・通貨制度、公有地政策その他に関する地域的利害の対立は、奴隷

制の基礎の上に開花した派生的諸要因に過ぎなかつたといえるであろう。なるほど、南北の地域的利害の対立は、遠く植民地時代にその端を發し、憲法制定当時から南北戦争にいたるまで、たえず紛争をまきおこし、今日においてもその対立はことごとく払拭されてはいない。しかしながら、南部の奴隸制寡頭政治が、十九世紀の前半、ことに一八三二年以降において連邦政治を支配していなかつたならば、アメリカ産業資本主義はもっと早く統一的内市場の形成を終えていたであろう。もちろん、北西部の開発による「經濟的辺境」のたえざる前進がアメリカ資本主義の確立をおくらせてきた側面は見逃してはならないが。

(1) Hebbert M. Morais; *The Struggle for American Freedom*. p. 34

(2) Herbert Aptheker; *The American Revolution*. p. 273

(3) Edward Stanwood; *American Tariff Controversies in the Nineteenth Century*, vol. II pp. 123-126 およびブルク
ス・エンゲルス選集『アメリカ問題』七六—七七—七八頁。

(4) 全前

(5) H. U. Faulkner; *American Economic History*, 7th ed. p. 306

二 一七八九年関税法の背景とその性格

十八世紀の啓蒙思想の影響を受けて、アメリカにおいても奴隸貿易および奴隸廃止運動が進められてきたが、ジェファソンの独立宣言の原案にあつた奴隸制および奴隸貿易を取扱かつた長い一節——一五〇字以上——は、ジョージアおよびサウス・カロライナの代表の猛烈な反対およびその烈しさはいくぶん劣るが、奴隸貿易によつて巨利を博していたマサチューセッツ、コネティカットおよびロード・アイランドの数人の代表の反対を受けて、全文が削除されてしまつた。

つぎに憲法制定にあたり、最も大きな障碍となつたものは、北部にたいする南部奴隸州の利害の対立であつた。マディソンがケイ(炯)眼にも指摘しているように、フィラデルフィア憲法會議の意見の対立は、まことに南部の奴隸

制と北部の芽をふきだしつゝある資本主義 budding capitalism との間のそれであった。マンシルヴェニアのモーリス知事が奴隸制を徹底的に非難したとき、彼は問題の核心に触れたのであった。恰かも、つぎの七十年間の諸事件を予知するかのごとく、サウス・カロライナの代表は奴隸制防衛のため立ち上ったのである。³³ 下院においては人口が代表権の基礎となったが、上院では各州はそれぞれ平等の代表権を確保し、奴隸の処遇については北部は課税の対象とするものの、代表権なしと主張したのであるが、課税および代表権ともに五分の三に計算することによって、妥協が成立したのである。これと同時に、通商規制の問題についても調整が行われた。奴隸を必要とし、世界市場へ自由に接近することを、必要とする南部のプランターは、議会が外国貿易を規制し、条約を締結する権限を心よく思っていないかった。彼等はこの権限の行使によって奴隸の輸入が禁され、プランター階級の利益が害される条約の締結されることを憂慮したからである。そこで、つぎのような妥協が成立した。(一) 議会は二十年間奴隸貿易に干渉しないこと。(二) 奴隸一人につき一〇ドルをこえる輸入税を賦課しないこと。(三) 輸出税を賦課しないこと(従来煙草に輸出税が賦課されていた)。例上院が条約を批准するには三分の二の賛成投票を必要とすること、これである。これに加え、憲法は逃亡奴隸の引渡しに関する規定を設け、南部の利益群に対し、もう一つの譲歩が行われたのである。³³

※ 「一部を富裕ならしめるものは、全体を富裕ならしめる。What enriches a part enriches the whole. ……人口増加につれて貧しい労働者が多くなり、奴隸が不用になる」という根拠をもつて、北部と南部の利害の対立を解消せしめる理由として」
McCoy (Herbert M. Morris: op. cit: P. 252)

イギリスにおいては、本源の蓄積を達成する諸手段として、十七世紀末以降植民地制度・国債制度・近代的租税制度・保護制度が体系的に実施された。革命後のアメリカにおいても、植民地制度を除く、前記の諸手段がハミルトンによって体系的に考案され、近代資本主義国家としての基礎的諸条件の整備・拡充が企てられたのである。ハミルトン体系のうち、国債制度と租税制度とは、ある程度本源の蓄積の楨杆としての役割を果たすことができたが、保護制度は順調な発展をとげることができなかった。後進資本主義国であるアメリカ資本にとっては、自己のための国内市場は、何によりもまず、これを世界市場から遮断することによって成立することのできたのであるが、それを遂行し得なかったのは、如何なる理由によるものであろうか。まず第一に、南部諸州の反対と産業資本の未成熟とがあげらる。

奴隷を必要とし、世界市場へ自由に接近することを必要とした南部諸州の反対については、既に論及したところである。アメリカは、政治的には一七八三年に独立を達成しえたが、産業的には植民地時代と同じように、依然として農業と商業とがもっぱら行われ、製造工業は農村的・家内工業に限られており、近代的工場制工業のごときは、その姿を現わしていなかった。このことから、アメリカ合衆国最初の関税法（一七八九年）をめぐって、それが財政関税であるか、保護関税であるか、保護関税とすれば如何なる性格をもっていたかについて、論争が行われたのである。メイヨール・スミス Mayo Smith やセリグマンは、これを財政関税 revenue producer とみなしている。タウシグ教授は同法は「意図ならびに精神において保護主義的である」protective in intention and spirit であるが、一般に関税の範囲は後日保護主義であると考えられるようなものでは決してなかった、⁽¹⁾という。平出教授は、その保護主義的 성격の特殊性を強調し、それは決して外国の工業に対抗して、一般に国内幼稚産業を「保護」し、「国内市場」を形成せんとするものではなく、ニュー・イングランドを中心とする北部の特産物で、外国貿易、または沿岸貿易による南部その他への国内商業に依存する「商品」の生産を対象としたもので、造船業、醸造業等のA前期的V商業資本に結び付いた特殊な工業に関連ある工業生産品のみを「保護」したものである、⁽²⁾という。これを要するに、当時のアメリカ合衆国においては近代の産業資本の成立を見ることがなく、前期的商業・貿易資本に從属した諸工業のみ存在しており、保護関税の対象となるべき幼稚産業資本を欠いていたといふのである。第二に、アメリカは一世紀以上にわたって、イギリスの航海条令を根幹とする旧植民地体制 Old Colonial System の破砕のために、頑強に戦ってきたので、彼等の懐く通商自由の精神は彼等の性質の一部 a part of their nature となつてしまつていた。理論的には、アダム・スミスの自由主義思想がその支柱をなしており、彼等はその理論を受け入れ、重商主義の原理を排斥してきたのである。したがって、進歩主義者でさえも、国防上必要とする産業の保護・育成は別として、産業資本の保護に対しては必然的に消極的態度をとらざるを得なかった。⁽³⁾第三には、貿易の繁栄があげられる。革命後も、資本の投下はイギリスの製造工業と競合して収益の不確実な工業よりも、確実に収益のあがる海運業や土地投機や開発などに向けられていたが、ナポレオン戦争は穀物の輸出を刺戟したので、前記の傾向はますます増大して、製造工業への関心はうすらい、英間の戦争を繞る國際政治経済の情勢は、中立国としてのアメリカをして、交戦国とその植民

地（とくに西インド植民地との間の貿易海運を独占せしめ、莫大な商業利潤を蓄積せしめた。

※ 一七八九年頃から、製造工業者、造船業者から保護を求めかなり多くの請願書が議会に提出された。しかしアメリカの海運業が世界のキャリング・ツレード Carrying trade の大部分を確保しているときは、製造工業に対する願望は立ち消えたかのようにみえる。アミアン条約 the treaty of Amiens が一八〇二年にヨーロッパに平和をもたらし、ヨーロッパの列国が彼等の通商を再開したとき、請願書が再び姿を現わした。しかし彼等の関心は、戦鬪行為が旧世界で再開されたとき、再び消えてなくなった。（Henry Carter Adams: Taxation in the United States, 1789—1816, P. 33）

ついで、一八〇七年の出港禁止令 Embargo Act 一八〇九年の通商禁止令 Non-intercourse Act および第二獨立戦争と呼ばれる十八十二年の対英戦争など、いわゆる貿易制限時代 Restriction Period の出現は、一種の保護関税の役割を果たした。アメリカ製造工業のため、国内市場を確保することになった。これまで輸入されていた諸商品を生産する産業部門が著しい刺激を受け、従来の商業資本なり貿易資本なりは利潤獲得の機会を喪失し、そぐそぐ産業部門に再投下された。その範囲は、タウシツクの表現をかりれば、「綿製品・毛織物・鉄・硝子・陶器その他を製造する施設が両後の筈のように現われた。」 Establishments for the manufacture of cotton goods, woolen cloths, iron, glass, pottery and other articles, sprang up with a mushroom growth. その程度は、ウォートン D. B. Warden によれば、「貿易制限以前、商業部門に使用されていた巨大な資本は製造工業に移され、諸商品を製造するための工場、仕事場、機械設備などが恰かも魔法にかかったように建設された」という。この貿易制限時代が、外国の競争をより決定的に制限する強力な運動の基礎をなすにいたつたのである。マテイソンが、他の諸問題に対すると同じように、日時が経過し、事情が変更するにつれて、保護主義に關する彼の見解を改め、製造工業に対する保護を勸奨し、そしてまたクレーの初期の演説のうちに、彼のアメリカン・システムの最初の徴候が見出されるのである。

※ クラーク Victor S. Clark によれば、アメリカ合衆国の最初の二十五年間とこれに先立つ二十五年間とは、通商上の攪亂および戦争がアメリカの製造工業に及ぼした影響との間には、若干のアナロジーが存在するといふ。出港禁止令と通商禁

止令が国内の工業に及ぼした影響はいくぶん非通商協定の影響に類似している。第二次対英戦争は、海外からの製造工業の競争に關しては、「アメリカ」革命の諸条件を再現したのである。……「アメリカ」革命による孤立化は主として手織工業 *homespun industries* に刺戟を与え、国民と政府の緊急の需要を充足するという仕事を課せられた。「これに反して」貿易制限時代の間、アメリカ合衆國の孤立化は工場制工業に刺戟を与えたのである。

(Victor S. Clark; History of Manufactures in the United States, Vol. I 1607—1860, P. 235)

- (1) Herbert Aptheker; The American Revolution, P. 109
- (2) Herbert M. Morais; The Struggle for American Freedom, P. 252
- (3) Herbert M. Morais; op. cit., P. 253
- (4) F. W. Taussig; The Tariff History of the United States, P. 15
- (5) Henry Carter Adams; Taxation in the United States, 1789—1816, P. 22
- (6) 小原敏士「アメリカ産業革命の特質」(高垣貞次郎編「アメリカ経済の特質」一七五頁)
- (7) F. W. Taussig; op. cit., pp. 17—18

三 保護主義の抬頭と一八一六年関税法

既に論及したごとく、貿易制限時代は一種の高率保護関税の役割を果たし、アメリカの産業資本のために国内市場を確保せしめた。この間アメリカ産業資本は突如急速な発展をとげたが、一八一四年の平和復帰後は再び低廉な外国製品が堰を切った洪水のごとく、アメリカ市場に流入してきた。「この國においても、他國と同じように、輸入はその消費能力以上に達し、価格は正常の割合をはるかに低落した。この過剰供給、価格低落の重圧は、国内製造業者、ことに制限時代に事業に着手し、營業をしていた者にとっては苛酷な負担となった。彼等の多くは生産を停止し、彼等の事業を放棄するのやむなきにいたつた。とりわけ、新興の繊維工業、鉄鋼業に与えた影響は急激にして破壊的であつた。事実、外国商品の輸入額は一八一四年には一千三百万ドルに過ぎなかつたが、一八一六年には一躍一億四

千七百万ドルに増加した。

この破局的競争から免れるために、北部の産業資本は保護を要請した。この要請にもとづいて、一八一六年関税法が通過したのである。ダウニング教授のごとく、同法をもってアメリカ合衆国における保護政策の濫觴 *the beginning of a distinctly protective policy* とす通説に反対する学者もある。しかし、従来の関税法は才入調達に付随的なものとして保護を許与したものであるが、一八一六年関税法においては、保護主義が財政制度の根本的基礎として採用され、財政収入は産業上の必要性に従属するものとされた。同法が、関税という手段によって、産業資本に対して保護主義を適用したという政策変化の意義は銘記されなければならない。

一八一六年の関税法は挙國的支持を受けて制定された。Support for the bill came from all part of the country. つぎの一八二〇年代に展開されたような、一方では保護主義論者、他方では自由貿易論者によって定式化される極端な主義を掲げてまで争われず、また関税問題を大統領選挙に利用しようとする組織的な政党も存在しなかった。その主たる理由は、当時産業資本の形成もその緒にいたばかりであり、北部、南部および西部はまだ地域的に独立の発達を遂げるまでにいたっておらず、関税に対する利害の対立もいまだ尖鋭的になっていなかったからである。しかし一八一六年の関税法が保護主義を徹底させることができず、低率関税論者がその主張をとおした理由はずきの点は帰着する。(一) 当時なおニュー・イングランドにおいては、海運業や貿易業の利害が製造工業の利害よりもより大きな重要性を持つていたこと、言い換えれば、幼稚産業を保護・育成することに異論はなかったが、幼稚産業の保護・育成は偉大な商業社会を犠牲にしてまで行われてはならないこと They must not be nourished at the expense of the great mercantile communities. (二) 憲法が南北の妥協の基礎の上に立っているように、地域的利害の対立が潜在的に存在していたこと、これである。こうした基底の上に立って、一八一六年の関税法は、一方では戦後の経済的危機に直面し、他方では主戦論者 "War Hawks" の責任自覚という要因とがからみ合って、制定された過渡期の特殊事情の生産物であった、といわなければならない。

なお一八一六年の関税法に対して、南部をして前記のような立場を採らしめた物質的基礎について考察すれば、この間におけるアメリカ農業は北部においては不振を極めたが、南部においては繁栄を享受することができた。とき恰

かもイギリスにおいては、「地主独占法」といわれる穀物法が制定され、同法は小麦の価格が一クォーター八〇シリングに達するまではぜったいに輸入を禁遏し、それ以上に賤貴するときは免税で輸入を許可するという高度の農業保護立法であった。したがって、外国市場にある程度依存していた北部諸州の農民達は極度の窮乏に陥った。これに反して、南部諸州の特産物である綿花と煙草に対する海外の需要はたえず増加し、南部は殆んど全世界を席捲していた窮乏から免れて繁栄を享受することができた。こうした特殊の事情によって繁栄を享受していた南部諸州にも、新しく開発された地域が綿花栽培地として登場し、その独占的地位が脅かされる懸念とヨーロッパに戦争が勃発した曉には海外の綿花輸出市場が破壊されはしないかという心配があった。これらの不安が存在する限り、南部の著名な若干の政治家達は関税論争においては保護主義の側に立ち、国内市場論 the home market argument によって保護主義者側に惹きつけられたのである。前記の脅威が緩和されるようになったとき、南部は団結して保護主義に反対したのである。

われわれは、これまで一八一六年関税法成立の「下部構造」としてのアメリカ合衆国の経済的發展を考察してきたが、さらにこれに照応する経済思想、とくに関税理論の形成を一瞥してみよう。建國のはじめ優勢を誇った「連邦主義者」は次第に衰頹し、一八〇〇年には、「反連主義者」の指導者であったトマス・ジェファソンが大統領に選ばれ、つづいてマディソン、モンローとヴァージニア出身者が大統領となり、いわゆるヴァージニア・ダイナステイがアメリカ合衆国の政治を支配することになった。ジェファソン、マディソンのような反ハミルトンの立場をとった人々も、その後アメリカ資本主義の發達にもない、独立自営農民に重点をおく農本主義を修正して、その内外の施策については國家権力による資本主義の保護・育成を考慮せざるを得なくなつたのである。関税政策についても、農業と工業の利害の一致という立場にたつて、「保護主義」を強調するにいたつたのである。

前述のごとく、イギリスとの間に平和が再び訪れるとともに、製造品の輸入とそれが国内産業に及ぼす影響についての新たな問題が重大な関心事の一つとなつた。マディソン大統領は一八一五年二月議會へ教書を送り、その中で「ヨーロッパとの戦争の間に創設され、全國を通じて稀に見る發展をとげた製造工業を維持・發展させるための諸施策を案出すべきこと」(a consideration of the means to preserve and promote the manufactures which have

sprung into existence, and attained an unparalleled maturity throughout the United States during the period of the European war.”) について議会の注意を喚起した。

これに引き続き、彼は同年十二月の年頭教書において、「産業と資源の充用を個人の英知と利害に任せておくという理論は如何に賢明であろうとも、この場合にも、他の場合と等しく、通則の例外をなすものである」(“However wise the theory may be which leaves to the sagacity and interest of the individuals the application of their industry and resources, there are in this, as in other cases, exceptions to the general rule.”) と述べ、前記の如くに留意しながら、彼は「その利益が危殆に類しているときに企業家」(“the enterprising citizens whose interests are now at stake.”) とくに国防上および日常生活の一般的需要を充足するに必要な諸商品の製造に従事している人々を保護するとは時宜に適ったものであることを提唱している。

※ ジェフマンソンは、いまや令七十三才に達し、一七八五年に彼が発表した見解が、製造工業の奨励反対に利用されていることを知らされ、一八一六年一月九日にボストンのベンジャミン・オースティン Benjamin Austin 宛極めて意義深い書翰を寄せている。彼が、その当時懐いていた見解は本質的に確かに重農主義的であり、農業に重点をおいていたことを、彼は認めていた。少くとも当時農業労働者は工業労働者以上に生産的でなかったかということ、彼は、彼は認め「農夫の労働には、それが費される天地の自生的なエネルギーによって、はく大な価値付加がなされる」という主張が行われていた。「蓋し大地に蒔れた一粒の小麥は二十倍、三十倍、ときには五十倍にもなる。これ反して、製造工業の労働には付加されるものは何にもない。これに対して、教封度の亜麻は、工業労働者の手にあって、ペニー・ウェイト(二四グロン)のレースを生産するに過ぎない。」しかしながら、一八一六年までに、事態はなんびとも予測し得ないほどの変化をみた。「生活の快適品 the comforts of life について自給しうるためには、われわれ自身の手で製造しなければならぬ。われわれはいまや製造工業者を農業者と並存させなければならぬ」(We must now place the manufacturer by the side of the agriculturist.) 「いまや、国内の製造工業に反対を唱える者は」誰でも「われわれをして他國に從属せしめるかあるいは獸皮をまといて野獸のように洞穴で生活せしめるかのいずれかであるといわなければならぬ」(Anyone, “who is now against domestic manufacture must be for reducing us either to dependance on that foreign nation, or to be clothed in skins, and to live like wild beasts in dens and caverns.”) わたくしはそのような反対者の一人ではな

い。経験は、わたくしに製造工業はわれわれの独立のためにも、われわれが快適な生活を営むためにも、必要であることを教えてくれた。(A. Isaacs; International Trade, P. 178)

ウェブスター Webster とカルブーン Calhoun は、あとで考察することく、関税問題について地域的利害の対立の尖鋭化 (sharpness of the issues) を得なくなるのであるが、一八一六年の関税法の制定にあたっては、製造工業者および「保護主義」に対して厚意を披歴したのである。ことにカルブーンは、ランドルフ Randolph の「最低評価額規定」削除の動機に反対して「この問題の決定には國家の安全ということがかかっている。(Upon the decision of this question rested the security of the country.)」最近までは、商業と農業とはほとんど唯一の、そして現在においても主要な富の源泉である。アメリカ國民の繁栄は外國市場に依存している。戦争の場合には通商は破滅的となり、農業生産物の販路は閉されてしまふであろう。「わが製造工業が、間もなく政府の育成的保護のもとに見出されるように、完成の域に到達した暁には、前記のような害悪は経験しなくてすむであろう」と主張した。さらに、彼は「農業も、製造工業も、また商業も、別に行われたならば、富の原因とはならない。富は三つの結合から生れる。その一つを欠いても、富は存在することが出来ない」(Neither agriculture, manufactures, nor commerce, taken separately, is the cause of wealth; it flows from the three combined and cannot exist without each.) という。最後に、彼は農業と製造工業の均衡的な発展による國內市場論を展開して、「製造工業が完成の域に到達した暁には、農民はその余剰生産物に対する既成の市場を、そしてこれと殆んど同じ程度に重要なことであるが、その需要を充足する確実、低廉な供給を見出すことになる。その繁栄は社会のすべての階級に及ぶであろう」と語り、國民主義と保護主義の擁護者である立場を表明している。

メイソンの次のモンロー大統領の時代には、ほぼ政治上國內の対立が解消し、「感情融和の時代」Era of Good Feeling が訪れた。このような「感情融和」の下部構として、一八二〇年前後のアメリカ合衆國の經濟發展の特徴が指摘される。それと同時に、一八二三年の「モンロー・ドクトリン」Monroe Doctrine は、國內市場の形成・確保をめざすアメリカ資本主義の対外的政治的表言といえるであろう。

(一) F. W. Taussig; op. cit., p. 20

- (2) F. W. Taussig; op. cit., p. 68
- (3) Percy Ashley; Modern Tariff History, p. 144
- (4) Edward Stanwood; op. cit., I pp. 156—157
- (5) 北野大吉「英蘭自由貿易運動史」九七—一〇六。
- (6) Edward Stanwood; op. cit., p. 166
- (7) Max Beloff; Thomas Jefferson and American Democracy, cf. p. 228
- (8) Asher Isaacs; International Trade—Tariff and Commercial Policies, pp. 177—178
- (9) Edward Stanwood; op. cit., p. 146
- (10) Edward Stanwood; op. cit., pp. 150—151
- (11) Edward Stanwood; op. cit., pp. 150—151
- (12) D. R. Dewey; Financial History of the United States, p. 164

四 産業資本の発達と関税論争

一八一六年関税法の制定にあたっては、地域的利害の対立を内部に包蔵しながらも、主として戦後の特殊事情に支配されて殆んど挙国的支持を得て同法は成立した。その後北部においては、産業資本が益々発展をとげ、他方南部においては綿花の世界的需要の増加にともない、プランテーション制度が一段と拡充・強化され、一八二〇年代になると、両地域の利害の対立は次第に尖鋭的な形態をとるにいたった。これに加えて、西部の開発が進み、原料生産が量的にも地域的にも拡大するにつれて、西部が新らしく利害関係者として登場してきた。

ニュー・イングランドは、はじめ輸入業者・仲継貿易業者および船主等の商業社会の利益を擁護する立場から保護主義に強力に反対した。けだし彼等が外国貿易額を減少せしめる傾向のある諸措置をよるこぼなかつたのはむしろ当然であった。さらには彼等には農業諸州の要求する多くの関税に特に反対する理由があつたのである。

※ ニュー・イングランドにおいては植民地時代から造船工業が発達しており、索具となる大麻、帆布となる亜麻および鉄は船

船艇費用および建築用資材として重要なものであったから、これらへの課税は造船工業に甚大なる影響を与えることになる。さらにニュー・イングランドには、植民地時代から魚類・食料品・木材と交換に西インド諸島から砂糖・糖蜜を輸入し、ラムを製造する醸造業が発達したので、糖蜜およびのラムの関税は複雑な利害関係を生ぜしめた。またニュー・イングランドでは毛織物工業が急速に発達しつつあり、羊毛関税は製造工業にとって、それだけ負担の増大となる。

こうした事情から、ニュー・イングランドはこれまで保護主義に反対の態度をとってきたのである。しかしながら他方ニュー・イングランドの綿織物・毛織物・鉄鋼等の製造工業は、貿易制限時代を境として急速にしかも堅実な発展をとり、年々強まりつつある保護主義の有力な推進者となった。当初の間、産業資本家達は保護関税をめぐって商業資本や貿易資本と相争ってきたが、彼等に拮抗することはできなかった。ところが、一八二〇年から一八三〇年にかけて産業資本は長足の発展をとげ、たちまちのうちに彼等と対等の立場にたつにいたつた。コネティカットおよびロード・アイランドは早くから保護主義的立場を採つたが、マサチューセッツ州は一八二四年にいたつても、保護主義の採用を好まず、この問題について農業諸州と完全に一致するにいたつたのは、二十年代の終りであつた。

南部諸州はニュー・イングランドと反対の過程をたどつた。一八一六年の関税法の制定にあたり、南部諸州は、第一には国民経済的自給自足を推進する国民主義的立場から、次には南部に製造工業を発達させるため、最後には棉花に対するより大きな国内市場を確保するという立場から、保護関税に賛成したのである。ところが、奴隸制度のもとにおいては、製造工業の発達は不可能であることが明らかになつた。したがつて、南部は工業製品をヨーロッパまたは北部から購入しなければならない。いづれから購入するとしても、保護関税はその価格を騰貴せしめる傾向がある。棉花の大量輸出は既にはじまっていたが、棉花が未だ王者でなかつた初期においては、イギリス製品に対する高率関税の報復措置として、イギリスが南部の棉花に課税したり、排斥したりすることがありわしいかという懸念から保護制度に反対した。やがて棉花の輸出が南部諸州の死活問題となるにつれて、自由貿易政策を堅持するために、執拗な斗争が展開されるのである。

北西部諸州は最初から保護主義に左袒する傾向にあつた。この地域は製造工業に恵まれず、海岸地方から遠く離れて輸送費の負担が、保護関税の役割を果たしていたから、羊毛・大麻などの農産物関税を期待していた。これと同時に

製造工業の保護によって北部の工業化が促進され、その結果北部の増大する工業人口によって需要される食料品市場の拡大を望んでいた。

（地域的利害の対立は、産業資本の統一的国内市場の形成・確立過程に生起し、やがては産業資本によって克服されるのであるが、アメリカ合衆国においては、一八二〇年代から南北戦争にいたるまで、政治過程の現象となつてくりかえされたのである。約四十年間のわたつて、議会における経済問題、とくに関税問題の討議は、各地域の利益代表であるニユー・イングランドの Daniel Webster、南部の John C. Calhoun およびケンタッキーとテネシヤの Henry Clay によつて展開された。彼等はいずれも、彼自身の属する地域と国全体の状態の変化を反映して、その所説を時々変更した。* Each of these shifted his position from time to time, reflecting changes in the condition of his own section and of the country as a whole. (7)

※ウェブスターははじめ海運業者、のうちには産業資本家を代弁した。戦後の初期には、彼は指導的な自由貿易の解説者であったが、ニユー・イングランドの製造工業が発達するにつれ、保護政策に転換し、原料関税と完成品関税の開きを大きくすることを強調した。カルフーンは、最初ナシヨナリズムと保護主義の勧奨者であったが、後には州権論と自由貿易論に傾依することになった。クレイはもともと反銀行主義者であったが、新連邦主義 a new Federalism の政治的スポンサーとなり、高率関税、内部改善論および中央銀行の有用性を力説した。(P. Studenski & H. E. Krooss: Financial History of the United States, p. 82)

ウェブスターは、ニユー・イングランドの海運業者および輸入貿易業者の利益を代表して、保護関税論につきのよう⁷⁾に反対している。

「諸君は、保護関税が国内産業を援助するものであるという。私もまた同じ立場にある。諸君は国内産業に保護を与えたいという、私もまた同じである。しかし、国内産業とは製造工業のことだけには限られない。農業・商業・海運は、何れも同様に国内産業の各部門である。それらはすべてアメリカ資本とアメリカ労働の雇用の機会である。そうして新たな課税が、ある種の製造工業に、一層の奨励を加える目的のために賦課される必要があるか否かということが問題となつているとき、常態の分別のある人間であるならば、次の二点、提案されている新たな奨励が必要であるか否か、並びに他の部門に対して不公正な取扱いを

与えることなしに課税が行われるか否かの二点が共に自問されなければならぬ。……略節の背骨を折るのが最後の「オンス」であるように、たとえ少額であるにせよ、世界のあらゆる商業國民との間に行われている競争を維持するわが商船の力にとつて、決定的な打撃となるのも最後の課税である。」〔原典アメリカ史〕第三卷四一〇—四一一頁〕

彼は、また経済政策について自由放任を強調して「私はわが国の富と人口の一般的進歩が推進する以上に早く資本を広汎な製造工業に押し込めたいとの願望は何れも持っていない。私はアメリカにシェフィールド Sheffield やバーミンガム Birmingham のような都市の出現を急いでみたいと思わない。社会の各種の職業をしてそれら自身のコースを辿らせ、他のもの以上一つの職業に法外な助成金ないし奨励金を与えることは、政府の眞の政策とはいえない」と語っている。(D. R. Dewey: op. cit., p. 175)

一八二四年彼の通商自由を支持する議会の演説は、余すところなき徹底的なものであり (exhaustive)、「ニュー・イングランドが後ほど保護主義に転じたとき厄介なつまずきの石 (a troublesome stumbling-block) となることになった。ウェブスターが、彼の自由通商の勧奨者としての立場を棄て、保護主義者となったのは、一八四六年の関税に関する討議の際であった。彼の反対者によつて彼に投げかけられた無定見 inconsistency の非難に答えて、彼は、「あるときある事情のもとで at one time and in one state of circumstances / 一つの主題について一つの見解を懐くということは、別のとき異つた事情のもとで、at another time and in a different state of circumstances 同じ主題について、異つた見解を持つということが無定見というならば、私はその非難を認める」といい、さらに「彼は一八二四年にいたるまでは、商業に専念し、その資本の大部分が商業に用いられており、製造工業制度に乗りだすことを嫌っていた社会を代表していたのである」と、事情変更の原則をもつて、弁解に努めている。

クレイはアメリカン・システムを提唱した。彼は高率保護関税によつてアメリカの国内市場を防衛すると同時に、それによつて国内開発の財源を獲得しようとしたのである。文明社会の最大の要求は、その社会の構成員の労働の生産物の剰余を販売し、交換するための市場をもつことである。市場は国内または国外に、またある場合にはその両者に存在するであろう。だが、そのどちらが優越しているか……。もちろん国内市場が先ず必要であり、重要さにおいて優越しているといふのである。

※ 彼は外国市場の狭隘化を次の数字をあげて立証している。「一七九五年にはじまり一七九六年九月三十日にいたる一年間に
 おいて国内総生産物の総輸出額は四〇、七六四、〇五七ドルであった。増加率を年々四％に上るわが人口増加率に対応さ
 せて評価すれば、昨年「一八二三年」九月三十日にいたる一年間における同一生産物の輸出額は八五、四二〇、八六一ドル
 でなければならなかった。ところが事実は一八二七、一五五、四〇八ドルにすぎなかった。一八〇三年から一八〇七年この年
 を含む五年間の平均をとれば、国内生産物の輸出額は、これらの各年に対して四三、二〇二、七五一ドルであった。先に示
 した原則をこの額に適用して、昨年度に生ずべき額を評価すれば、四七、一五五、四〇八ドルではなく、輸出は七七、七六
 六、七五一ドルでなければならぬ。」（原典アメリカ史第三巻四〇七ページ）

アメリカ経済は一八二二年の戦争を契機として、経済的には植民地時代を脱して、北西部の開発に応じて国内市場
 の重要性がますます増大していった。彼の国内市場論もこうした経済的發展の反映であり、「国内市場の創造は、わ
 が農業のためには、農業労働の正当なる報償を獲得するために必要であるばかりでなく、われわれが必要とするもの
 の供給を確保するために不可欠である」という工業の繁栄＝農業の繁栄論であった。農業から工業の分離による社会
 的分業と国内市場形成の過程は、クレーの国内市場論に見られるように、農業と工業とが商業の媒介によって、独立
 の安定せる国内市場を形成するのではなくして、農業と工業との不均等的發展、すなわち、むしろ非独立の、不安定
 な国内市場の形成が行われるのである。

一八二四年の関税法の特徴として、第一に羊毛関税と毛織物関税の利害の対立があげられる。同法はよって毛織物
 および毛織物関税は従来の二五パーセントから三三・三分の一パーセントに引き上げられたが、従来一五パーセン
 トの関税を賦課されていた羊毛に関しては、その原価十封度一〇セント以上のものすべては対して一三〇パーセント
 の累進的関税が賦課されることになった。羊毛関税は西部の牧羊業者の利益 the grazing interest を保護する立法と
 して提案され、欲奨されたのである。その目的とするところは、究極的には外国産の羊毛の輸入を悉く禁止すること
 にあった。この羊毛関税の設定によつて、毛織物資本にとっては関税に関する限り、殆んど従来と変わらない立場にお
 かれることになった。このようにして、牧羊業者と毛織物製造業者の利害の対立を、ともに彼等の満足いくように調
 整することの困難——絶対に解決し得ない、absolutely insoluble——事例が、早くも現われるにいたつた。

※ タウシグは、羊毛は毛織物製造原価の約二分の一として、次のような例示的説明を加えている。

一八一六年の関税 一八二四年の関税

毛織物関税……………二五% ……三三・五%

羊毛の控除分……………七・五% ……一五%

純保護関税……………一七・五% ……一八・五%

羊毛および毛織物関税の引き上げはそれぞれ漸次的に行われたので、右の計算は一八二六年施行の税率に基づくものであ
る。(F. W. Taussig; op. cit., P. 75)

つぎに地域的利害の対立を示すものは、毛織物最低評価額規定である。一八四二年の関税法案には、綿製品の「最低評価額規定」に倣つて「この制度を毛織物にまで拡張する案項が含まれていた。しかしこの部分は僅少の差をもつて削除されてしまった。下級の毛織物製品に対して高率の関税を賦課することには、一つの大きな障碍があった。といふのは、これらの製品は南部のプランテーションで主に奴隷用として輸入されていたからである。この特殊な制度を寛大に取扱うことはすでに行われており、一見して奴隷所有者の利益に戻すことを目的とする関税に対しては強力な反対があった。」

(1) F. W. Taussig; op. cit., P. 71—72

(2) C. W. Wright; Economic History of the United States, 1949, P. 323 F. W. Taussig; op. cit., pp. 71—73

(3) P. Studenski & H. E. Krooss; Financial History of the United States, P. 82

(4) Asher Isaacs; op. cit., pp. 187—188

(5) アメリカ学会訳編原典アメリカ史第三卷四〇三ページおよび E. Stanwood; op. cit., P. 213

(6) 前掲書四〇六—四〇八ページ。

(7) E. Stanwood; op. cit., I P. 228

(8) D. R. Dewey; op. cit., P. 176

(9) F. W. Taussig; op. cit., P. 78

五 「唾棄すべき関税」と南北の利害対立の激化

一八二四年関税法の通過後、暫らくの間製造工業者はこれに満足しているように見えた。ところが、一八二六年の後半にいたり、関税引き上げ要求が高まってきた。イギリスが、アメリカ合衆国の一八二四年関税の対抗措置として、羊毛関税の引き下げを行ったばかりでなく、「低価格・信用貸・過少評価および密貿易」などのあらゆる手段に訴えて、アメリカ市場の開拓に努めたからである。一八二八年の関税法は「毛織物関税法」(“Woolen Tariff”)と¹⁾じばしば呼ばれてゐるようには、羊毛および毛織物の関税率を大幅に引き上げた。羊毛は、一八二四年の関税法のもとでは従価三〇パーセントの保護を受けていたが、この法律の下では四〇パーセントの従価税と「封度四セントの従量税の適用を受けることになり、アメリカ合衆国における最初の混合関税 mixed or compound duty であつた。原料関税に対する毛織物製造業者の不満は甚だしく、ニュージーランドの毛織物製造業者および南部の反対によつてこの法案は通過しないであろうと予期された理由も、まさにこの点にあつたのである。不変資本諸要素の低廉化という立場から、原料その他の農産物に対しては免税もしくは低率関税が産業資本によつて要求されるのであるが、アメリカ資本主義は国内に広汎な農業諸州をかかえており、外国原料品の競争に対して、これを保護せざるを得なかつたのである。これが地域的利害の対立としての関税問題を「層複雑ならしめたのである。

過去数年間アメリカ合衆国には組織的な政党が存在しなかつたので、「立候補者が政綱であつた」(“the man was platform.”) ところが、一八二四年頃になると「感情融和の時代」が終焉をつけ、アンドリュー・ジャクソンを中心として政党が結成されつゝあつた。こうして経済的問題は党の政策と不可分の関係をもちつうになり、アメリカの関税立法は新しい段階に入つたのである。

クレイ、アダムスおよびジャクソンはともに次期大統領候補者であつた。関税問題が論争上その重要性を加えるにつれて、各候補者はその立場を公に表明することが必要となつた。記録の示すかぎりでは、彼等は殆んど似たりよつたりの保護主義者であつた。クレイとアダムスは保護主義の勸奨者であり、宣伝者であつた。ジャクソンも、一八二

四年にはすでにハッキリと「公正・妥当なる保護主義」「adequate and fair protection」に賛意を表明している。彼は、その国内市場に關する考え方が變つたことを高らかにうたい、「いまやわれわれがもう少しアメリカ化すべき時であり、ヨーロッパの貧民や労働者を扶養する代わりに、われわれ自身の貧民や労働者を扶養すべきである。さもなくば、われわれが現在の政策を継続するかぎり、短時日のうちにわれわれ自身が被救恤民となるであろう」と、結んでゐる。しかも、南部においては保護主義に対して敬意をますます燃しつつあり、いかなる候補者もその政治生活の指針としてより新しい保護主義を公に宣誓しては選挙に勝利をおさめることは期待しえなかつた。したがってジャソンの支持者達は北部および南部両方の支持を得ることを容易ならしめるために、立法を阻止し、世論を欺くに足る政治的戦術に訴えたのである。すなわち、性格において極めて重く負担となるような法案を報告し、北部の不满分子が、如何なるニュー・イングランドの製造業者にとつては極めて重い負担となるような法案を報告し、北部の不满分子が、如何なるかたちにして保護関税に反対している南部諸州と一体となることが予期され、彼等の協力によつて法案の通過を阻止することができ、アダムスとクレーの威信を傷け、ジャクソンに累を及ぼさないように仕組まれていた。ところが、ニュー・イングランド内の関税に關する地域的利害の対立が投票を分裂せしめ、ニュー・イングランドの賛成投票を農業諸州のそれに加えれば、その通過を確実ならしめるに充分であつた。こうして一八二八年関税法は成立し、十九世紀の第二四半期になると、政治家達は政治的便宜主義 Political expediency のため明確な信念を犠牲に供するにいたつたのである。

一八二八年の関税法は「唾棄すべき関税」「Tariff of Abomination」または「暗黒関税」「Black Tariff」といふ名称を付せられた悪名高き関税であつた。それは、ジョン・ランドルン John Randolph によつて、「アメリカ合衆国の大統領の製造以外の如何なる製造工業にも關係を持たない関税法」「The bill referred to manufactures of no sort or kind, except the manufacture of a President of the United States」と皮肉をいわれた関税であつた。

一八二八年の関税法は、前述のごとく、なんびとも承服し難いようなかたちをとつて通過した。このような法律がなかく法令全書のうちに残されていることは、殆んど期待し得ないところであつた。同関税法は広く一般の非難的

となつたが、サウス・カロライナのリッチランド・ディストリクト Richland District の諸願書からの次の抜粋が最も簡潔・明瞭に南部の感情をあらわしている。

「議会によって設けられた関税は、その種類の如何を問はず、その大部分が南部の産業によって購買され、かつ南部によって消費される商品に対して賦課されている。しかしながら、その関税収入は殆んど主としてユニオンの他の地方の利益のために費消されている。陸軍・海軍・各種の要塞、道路と運河の諸経費を賄っている租税はすべてわれわれが支払う租税が如何なる割合を占めようとも、再びわれわれのところへ戻つてこない。われわれのところから持ち去られるものは、すべてよそのどこかで処分されている。われわれが具体的に知りうる方法では、南部はそれらの支出によって何等の利益をも受けていない。われわれが支払うところのものはすべてユニオンの遠隔の地方を防衛し、改善するために使用され、蓄積されている。したがって北部の繁栄は南部の窮乏化の上に築かれている。(The prosperity of the North is built upon the impoverishment of the South.) われわれは長い間不平をいわず、忍従してきたが、事態の不公平と不正義は余りにも歴然として明瞭であり、看過することができない。しかもそれがわれわれに課する負担は余りにも重く、もはや黙って耐え忍ぶことができない。」⁽³⁾

アメリカ合衆国の重要輸出品は、南部の生産するところのものであり、したがって海外から輸入される商品の大部分に対して支払手段を与えるものは南部の産業である。^{*}ところが、関税は外国商品のコストに付加されて、購買する商品量を減少せしめる。こうして関税は殆んどもっぱら南部の産業に対する課税となるのである。このような輸入の強制的減少は、諸外国が購買しうる綿花の量を制限することとなり、輸出貿易は阻害される。南部から徴収される租税は北部の工業を発達させる目的のために賦課され、その収入は北部の内部改善 internal improvements に費消されるといふにある。

※ 一八二九年の総輸出額は約五千六百万ドルと見積られ、そのうち三千四百万ドルは南部の輸出品である綿花・米および煙草が占めていた。綿製品の価値百二十五万八千ドルに対し、綿花の輸出価値は二千六百五十七万五千ドルと推定された。

(Percy Ashley, Modern Tariff History, P. 152)

南部の政治家達は保護制度とその双生児である内部改善に関する法令が撤廃されなければ、南部は災厄の充滿するところとなると信じていた。経済的には、彼等は関税をもって南部から北部へ富を直接移転するものと看做した。

政治的には、それは南部に対する北部の勝利およびユニオンの基礎をなす「盟約」(The "Compact")に書かれていない条項であると彼等が主張するところの両地域間における権力の均等な分割に対する脅威をあらわすものであった。社会的には、それは北部の人口と自由労働の相対的重要性を増大し、それに応じて、南部の社会制度の力を減殺するものであった。

一八二八年の論争においては、北部の利益に対して南部の損害を対照させて、保護関税論を論破する力は、決定的に失われていたのである。したがって、このような法律を通過させる議会の憲法上の権限を論破するより他に途は残されていなかった。こうして「アメリカ体制」に関する論争は、経済的問題から政治的・憲法的問題へと変質過程 the process of transformation をたどったのである。

かつて英本国とアメリカ植民地の間に、いわゆる英帝国の構造 imperial organization をめぐって、論争が行われたことと、北部の産業資本主義と南部の奴隷制との間に、合衆国の國家構造、いわゆる「ユニオンの性格」nature of the union をめぐって論争が戦わされたのである。独立後アメリカが自らの國家組織形成の課題に直面したとき、彼等を最も悩ました問題は、中央集権と地方分権の三律背反を如何に調和するかにあった。そして彼等はまづ「主権・自由・独立」を保有する諸邦間の友好連盟、換言すれば連合制 Confederation を樹立することによって問題の解決をはかったのである。しかしこの連邦制下のいわゆる「危機の時代」"Critical Period"の苦き体験は、より強力な中央政府の樹立を希求せしめ、周知のごとく、一七八七年の憲法制定により、アメリカは連合制より、連邦制へと、その國家構造を根本的に変改するにいたったのである。

この新しい國家構造のもとにあって、連邦憲法および条約、連邦議会の立法は「國の最高法」となることになり、州憲法、州議会の立法に優位し、州裁判所を拘束することにより、連邦の優位は確立せられることになった。憲法の制定そのものが、南・北両地域の妥協の上に成立したのである。十九世紀の二十年代となり、北部の産業資本の抬頭と南部の奴隷制の確立とともに、両地域の利害の対立が激化し、連邦政府の支配権をめぐって、憲法論争が戦わ

れたのである。中央集権的傾向すなわち連邦強化の主張と地方分権的傾向すなわち高度の州権の保持の主張とが、憲法の列挙権限を拡張的に解釈するか又嚴格に解釈するか点において対立を見たのである。そして、連邦政府がその権限を越えた行為をなした場合、誰がこれを判定するか、言いかえれば、連邦政府の違憲行為に対する判定権は連邦政府か、または州にか、その何れにあるかの二つの相対立する解釈を生んだのである。南部は憲法の嚴格解釈をとり、連邦政府がその権限を越えた場合、その限界を越えたか否かを判定する権能は州にありとしたのである。

サウス・カロライナにおいては、州権・自由貿易党および州権・ユニオン党の二つの党派に分裂した。両派とも関税に関しては同一見解を堅持しながら、彼等のすべてが大きな災害と看做しているものに、どう対処することが妥当であるかということに関しては、意見を異にした。急急派は「盟約によって賦与されていない権限の故意・明白・かつ危険な行使」^a "deliberate, palpable, and dangerous exercise of powers not granted by the compact" という一七五八年のヴァージニアの決議 the Virginia Resolutions of 1798 の言葉を用いて、関税の廃棄通告を行った。しかも、このような権限の行使に対しては、一七九九年のケンタッキー決議の言葉を使用すれば、無効宣言 nullification が「適切な救済策」 "the rightful remedy" とされたのである。ユニオン党は無効宣言の考え方には極力反対した。

これよりさき、次第は高まりつづいた南部の反対に対して、北部においては若干の譲歩をしようとする気運が醸成されていた。ことにこの気運は財政状態の好転によって一層強められた。その結果、一八三二年の関税法が成立したのである。羊毛および毛織物の関税率の変更が、この関税法の核心的内容をなしており、併せて「最低評価規定」の全般的破棄という最も重要な措置がとられた。羊毛関税については、一封底の価格八セント以下の廉価品は免除となった。事実上、保護の程度は大体において一八二四年の状態に復帰した。しかし一八三二年の関税法の目ざすところでは、「一八二八年関税法の変態的生長物 excrescences を一掃し、保護主義者がその永久的維持 its permanent retention を勧奨しようような形態にすることであった」^b このことが、南部諸州を公然たる反乱においやったのである。彼等は、一八三二年の議会の行動をもって、連邦の財政政策に保護主義を永久的に編入 incorporation する意味に解釈したのである。南部諸州、とくにサウス・カロライナの州立法部は保護関税をもって憲法違反であると宣言

し、同法の撤廃を要求した。これが容れられない暁には、連邦から脱退するという威かくの形態をとるにいたった。ジャクソン大統領は「強制法」(Forced Act)を通過させ、陸海軍の行使をもって、最悪の事態に対処しようとした。事態はまさに一触即発の危機にあったが、一八三三年のクレーの妥協関税法の提案によつて、連邦解体の危機を一応回避することができた。事実上は南部の勝利に帰したが、問題の核心的内容は解決されなかつた。強制法案は連邦政府の権限の声明として残されたが、三十年後には戦争に訴えて、解決しなければならなかつたのである。

- (1) E. Stanwood; op. cit., I p. 240 & 243, Percy Ashley; op. cit., p. 150
- (2) D. R. Dewey; op. cit., p. 178.
- (3) F. W. Tausig; op., p. 102, Asher Isaacs; op. cit., p. 181—182
- (4) E. Stanwood; op. cit., I p. 261
- (5) E. Stanwood; op. cit., I p. 292
- (6) アメリカ学会訳編原典アメリカ史第三卷四一七—四一九ページ。
- (7) E. Stanwood; op. cit., p. 296
- (8) F. W. Tausig; op. cit., p. 105

六 奴隷制の経済法則と南北の対立

地域的利害の対立は関税問題に限られたものではなく、関税論争は内部改善、公有地の払い下げ、才入剩余金の分配などの諸問題と密接不可分の関係にあつて、北部・南部および西部それぞれその利害関係を異にしていた。

公有地 Public domain 払い下げ問題に関しては、北部の製造工業家は賃金労働者階級の形成による低廉なる労働力の供給という立場から、これを阻止する作用をもつ西部の土地の低廉なる払い下げに反対した。彼等は、西漸運動による自営農民の創設が、北部の製造工業地帯における賃金労働者の不足を招来し、資本主義的生産関係の維持・拡大に支障をきたしたとしないかと、おそれたからである。しかも公有地の払い下げからあがる才入が増大すれば、連邦

才入の主要源泉である関税収入の必要性を減じ、ひいては関税率の引き下げを招来することになる。これは北部産業資本家の望まないところである。そこで、彼等は土地払い下げの剰余金を国内改善に使用するか、または北部が欲している関税の引上げその他の諸施策を西部が支持することを期待して、土地払い下げの剰余金を各州に分配することに賛成した。これが、クレーの「アメリカ体制」の基礎をなすものであった。北部の農民は西部の農産物の競争に危惧をいだき、公有地の払い下げに対しては、産業資本家と同じ立場を採っていたが、北部の労働者階級は、土地が廉価に取得されることは、彼等の賃金水準を引き上げる一助になると信じ、一八二〇年以後自由地を要求したのである。南部にあつても、階級を異にするにつれ、利害関係を異にし、したがつてまた政治的発言を異にしたのである。北部は公有地払い下げからあがる才入が、関税の必要性を減ずることを期待し、同じ理由から、その収入を内部改善に使用することに反対した。

一八三三年の妥協関税法によつて、その後関税は徐々に引き下げられ、一八四二年までには一八一六年の税率を下廻る程度の低率となつた。その後一八四二—四六年の四カ年間は、一八三〇年代後半の不況の影響を受けて、再び強力な保護主義がとられたが、一八四六年には関税引き下げ期に入り、一八五七年には保護は一段と緩和され、数年間は一八一六年以来この國が経験したうちで最も自由貿易に近かつた。

この間、南部は北部の産業資本の発達、西部の開発による独立自営農民の増加など、統一的国内市場の展開に対して、何等その経済状態を改善するところはなかつたが、政治の領域においてはこの利益を護ることに、著しい成功を収めた。南部の経済的・政治的および社会的生活を支配していた寡頭制は、連邦政治に支配力を揮ひ、大統領の地位を三十二年間、上院を二十四年間、最高裁判所を二十六年間および下院を二十二年間左右することができた。妥協関税（一八三三年）、一八五〇年の協定、カンサスリネブラスカ法（一八五四年）とつぎつぎに採られた妥協的措置は、南部の連邦支配の度合を示すものである。その後ある北部の大統領候補者「ジェイムズ・ヒュカナン」が、キューバで奴隷所有者のためのあたらしい領土を征服または購入することを連邦に公約することによつて、大統領候補指名をおがなつたとき、ついでドレッド・スコット判決 *The Dred Scott Case* (1857) によつて、連邦権力による奴隷制普及がアメリカ憲法の掟であると宣言されたとき、最後に、アフリカ奴隷貿易が、合法的存在であつたときよりもつと

大規模に事実上 (de facto) 再開されたとき、奴隷所有者の権力の支配は頂点にたつた。しかし、歴史を注意ぶかく観察するものなら、奴隷所有者の権力の前進の「一歩一歩が、けっきよは、その敗北への一歩一歩は、ほかならないことをみな、わけにはいかなかった。アメリカの奴隷制は経済法則によつて、それが拡大する力をうはわれる瞬間から、おもむろに消滅する運命にあつたのである。」

奴隷制に好意をもつ民主党に対し、一八五四年に主として北部の産業資本家、自由農民を中心として、ミズーリ協定廢棄反対という共同目標をもつて、共和党が生れた。共和党の第二回の全国大会（一八六〇年五月）は、一フイートのあらたな領土もこれ以上奴隷州にあげわたしてはならないこと、というよりはむしろ、奴隷制は現在それが合法的に存在する州の範囲内に永久にとどめるべきである、いう最も重要な綱領を發表した。こうして奴隷制は正式に一定地域内に拘束されるべきものとされた。しかし連邦の奴隷諸州にとつては、そのふるい限界をこえた領土をたえず拡大し、奴隷制をたえず拡張することはその生存の法則であつたのである。

奴隷労働に依存する南部の輸出品——綿花、煙草、砂糖その他——の栽培は奴隷の大集団によつて大規模に、そして簡單労働だけしか必要としないような自然的に肥沃な広大な土地で行われるかぎり、ひきあうのである。このような奴隷労働の特殊性は土地生産力を枯渇させ、古い奴隷州においては奴隷が過剩になつた。そこで、奴隷所有者にとつては、「南部に売るために」(to "sell South") 奴隷を養育したほうがますます有利となつた。したがつてこのことから、以前には輸出品生産のために奴隷を使つていたヴァージニアやメリーランドやケンタッキーのような諸州が他州と奴隷を販売するために奴隷を養育する州 "a negro raising State for other States" に急速に變つていつたのである。^{(7)*}

※ オームステッド Olinstead は、一八六〇年に先きたつ十年間にポーター・ステイツから毎年約二、五〇〇人のニグロが輸出され、一七八二年にはニグロはヴァージニア人口の五〇パーセントを占めていたが、一八六〇年には僅かに三五パーセントに過ぎなかつた、と指摘してゐる。(H. U. Faulkner: op. cit., p. 315)

この点にたつするや、一部の奴隷所有者があたらしい肥沃な所有地に奴隷をそなえつけるためには、またこの方法

によって残余の奴隸所有者のために、奴隸養育のための、したがって奴隸販売のための新市場をつくりうるためにはあたらしい準州の獲得が必要になる。たとえば、合衆国によるルイジアナ、ミズーリ、アーカンソーの獲得がなかったならば、ヴァージニアとメリーランドにおける奴隸制は、とうのむかしになくなってしまっていたであろうということはどうたがう余地がない。

したがって奴隸州をその古い領域内に嚴重におしこめるならば、奴隸制は前記の経済法則によって、次第に消滅せざるをえなくなる。政治の分野においては、周知のように、下院では各州の人口に応じて各州の代表権がきまり、自由州の人口は奴隸州のそれをはるかに上廻わる増加率を示したから、北部の下院議員数が急速に南部のそれを凌駕するのは必至であった。上院では、各州ともその人口の多少にかかわらずなく、二人の上院議員を代表して選出しているから、上院におけるその権力を維持し、上院を通じて連邦に対するヘゲモニーを維持するためには、南部は新らしい奴隸州をつくる必要があった。社会的には、南部社会は極くの少数の大プランターが支配的な地位を占め、他の中小プランターを従属させ、さらにその下には奴隸を持たぬ多数の小農民が存在し、最下層にはプア・ホワイト poor white とニグロが存在していた。こういう社会的階層をもつ南部社会は、新らしい奴隸州の獲得が不可能となり、奴隸制度の基底が弱かされるようになれば、中小プランター以下の階級と少数大プランター階級との対立は激化し、危機におちこまねばならなくなる。

※ ジョン・カルブーンは、はやくも一八四七年に上院でつぎのようにのべている。—上院だけが、権力のバランスを南部の手中にあたえることができる、上院における南部と北部のあいだの均衡を維持するためには、奴隸領域の拡大が必要であり、したがってまた、実力によってあたらしい奴隸州をつくろうとする南部のこころみは正当化される、と。（「アメリカ問題」八六ページ）

南部の奴隸支配階級は前記の諸法則を完全に理解していた。奴隸所有者階級は、その支配を存続させることはもはや連邦の存続と相容れなくなったので、戦争を開始したのである。したがってまた、連邦存続のためのたたかいは、奴隸支配の存続にたいするたたかいであったのである。

- (1) C. W. Wright: op. cit., cf p. 250
- (2) F. W. Taussig: op. cit., cf. p. 115
- (3) H. U. Faulkner: American Economic History, 7th ed., P. 324
- (4) (5) (6) マルクス＝ヘンゲルス選集「アメリカ問題」五、六および一〇ページ。
- (7) H. U. Faulkner: op. cit., 315
- (8) (9) (10) 「アメリカ問題」八五、一〇および三二ページ。